

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成三十年十二月七日から平成三十一年四月八日までに奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センターに到着するように提出してください。

平成三十年十二月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームセンターコーナン天理店
所在地 天理市嘉幡町六六五番三ほか

二 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後十時

（変更後）開店時刻 午前六時三十分 閉店時刻 午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分から午後十時三十分まで

（変更後）午前六時から午後十時三十分まで

三 変更する年月日

平成三十年十二月十九日

四 届出年月日

平成三十年十一月二十七日

五 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

平成三十年十二月七日から平成三十一年四月八日まで。ただし、奈良県の休日を定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を

除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで